

ビジネス弁護士 労務管理部門
ナンバーワン弁護士に
同一労働同一賃金 “求められる企業対応” を聴く
労働時間 “新たな課題”

対応が必要となるのは
まだまだこれからです！

開催のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

本年4月より順次施行される働き方改革関連法は、企業規模・業種・業務、また36協定の対象期間、年次有給休暇の付与日により適用日が異なりますが、対策構築とその実施に期限があることには変わりはありません。

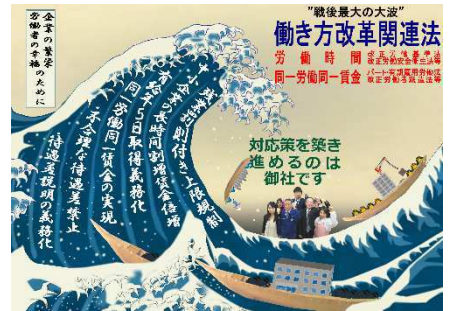
労働時間に関する改正労働基準法、改正労働安全衛生法等については、既に施行されている部分も多く、改正法の適用を受けて初めて把握できた課題もあります。

また、同一労働同一賃金の実現についても、派遣労働と大企業が令和2年4月から、中小企業は令和3年からの法施行を前にして、平成30年12月に同一労働同一賃金ガイドラインが出された等、詳細な扱いが厚生労働省より順次示されています。

働き方改革関連法は企業に重大な影響を与えるもので、労働界では“戦後最大の大波”とも言えるもので、早めの経営判断と抜本的な対策構築が必要ですが、その対応はまだまだこれからが本番です。

そこで、昨年度に引き続いて東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、最新情報を交えた第2回 働き方改革関連法対応セミナーを開催します。

働き方改革を、企業のリスクから繁栄のチャンスとするため、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。



戦後最大の大波を乗り越える



講師の石寄信憲弁護士
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界のNo.1弁護士

●日時 令和元年10月8日(火) 午後1時30分～午後4時30分

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

●講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲氏

●演題 働き方改革関連法 労働時間 “新たな課題”
同一労働同一賃金 “求められる企業対応” について

第1. 労働基準法関連への企業対応

- 平成31年4月1日施行後
 - 高度プロフェSSIONAL制度の導入状況
 - 3ヶ月単位のフレックスタイム制の導入状況
 - 年5日の年次有給休暇の時季指定義務への対応
 - 産業医・産業保健機能の強化への対応
 - 時間外労働上限規制への対応
- 令和2年(平成32年)4月1日施行に向けて
 - (中小企業)時間外労働の上限規制への対応
 - 36協定の締結事由に関する記載内容のチェック

第2. 日本版同一労働同一賃金について

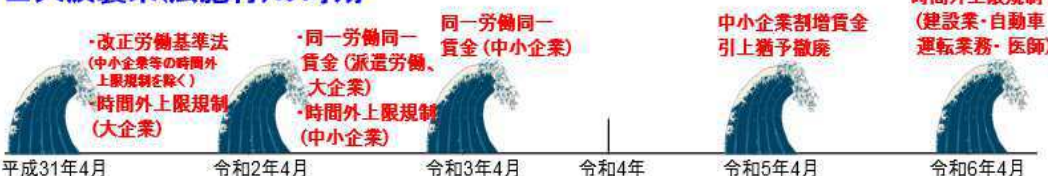
- 大企業 : 令和2年4月1日施行(派遣関連は中小企業も同日施行)
中小企業 : 同3年4月1日施行
- 日本版同一労働同一賃金とは

3. 平成30年12月28日 新ガイドラインの内容
(同28年12月20日の旧ガイドライン案との比較)

- 実務は、今後判例・裁判例の集積を待つしかない
 - ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件(最判平成30年6月1日)
…トラック運転手事案/職務内容同一事案
 - 日本郵便事件(職務内容の差異あり)
 - ① 日本郵便(佐賀)事件(福岡高判平成30年5月24日)
 - ② 日本郵便(休職)事件(東京高判平成30年10月25日)
 - ③ 日本郵便(東京)事件(東京高判平成30年12月13日)
 - ④ 日本郵便(大阪)事件(大阪高判平成31年1月24日)
 - (3)基本給、賞与、退職金関連事件
 - ① 産業医科大学事件(福岡高判平成30年11

- 月29日)(基本給)
- ② 大阪医科薬科大学事件(大阪高判平成31年2月15日)(賞与)
- ③ ストロコマース事件(東京高判平成31年2月20日)(退職金)
- ④ 九水運輸商事事件(福岡高判平成30年9月20日)(通勤手当の不利益変更)
5. 各手当等に関する個別検討(基本給、賞与、退職金、皆勤手当・精勤手当、作業手当、役職手当、資格手当、割増率、通勤手当、食事手当、家族手当・扶養手当、住居手当、地域手当、休職制度、傷病休暇、傷病欠勤中の給与支給、法定外年休・特別休暇)
 - (1)新ガイドラインの内容
 - (2)判例・裁判例の状況
 - (3)当職見解
6. 新聞発表された導入企業の真の動機とは
7. 派遣の労使協定方式の採用の可否

■大波襲来(法施行)の時期



石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。
 1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)
 業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、
 日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。
 2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月
 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経
 営法曹会議常任幹事を務める。



第1回働き方改革関連法対応セミナーより

【主な著書】『配転・出向・降格の法律実務(第2版)』『非正規社員の法律実務(第3版)』『労働行政対応の法律実務』『懲戒権行使の法律実務(第2版)』『就業規則の法律実務(第3版)』『健康管理の法律実務(第3版)』『賃金規制・決定の法律実務』『個別労働紛争解決の法律実務』『労働契約解消の法律実務(第2版)』『労働時間規制の法律実務』『管理職活用の法律実務』『労働者派遣の基本と実務』『労働条件変更の基本と実務』『速報ガイド平成27年 派遣法改正の基本と実務』『実務の現場からみた労働行政』

●対象 経営者、人事・総務部門責任者・担当者等、
 社会保険労務士等労働専門家の皆様

●定員 630名
 ※全てイス席です。定員になり次第締め切ります。

●会費 労働基準協会会員企業 4,380円
 一般(上記以外) 4,990円
 ※いずれも資料代、消費税を含みます。

●会場 名古屋能楽堂
 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分
 桜通線「丸の内」徒歩12分
 名城線「市役所」徒歩12分
 お車 名城公園正面駐車場 319台



申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
 実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/中原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木質東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会			※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

第2回 働き方改革関連法対応セミナー 申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会				※会員番号				
事業場名					T E L ()				-
					F A X ()				-
所在地	〒								
ご出席者	氏名	所属部署・職名	氏名	所属部署・職名					
受講案内送付先	受講者・担当者 (部署名) . 様				お支払予定日	月 日 頃			

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。